

## まほろば健康パーク整備運営事業 基本協定書（案）

まほろば健康パーク整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、奈良県（以下「甲」という。）と落札者等（管理運営企業（〔●●グループ〕を構成する法人（〔管理運営代表構成企業名●●〕、〔管理運営構成企業名●●〕及び〔管理運営協力企業名●●〕をいう。）と設計建設企業（〔●●グループ〕を構成する法人（〔設計建設代表構成企業名●●〕、〔設計建設構成企業名●●〕及び〔設計建設協力企業名●●〕をいう。）を併せていう。以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、各協定当事者間において、甲が本事業に関し公募型プロポーザル方式により維持管理・運営に係る優先交渉権者として管理運営企業を、総合評価一般競争入札方式により設計・建設に係る落札者として設計建設企業を選定したことをそれぞれ確認した上で、第4条に基づき構成企業が本事業を実施するために今後設立する事業予定者（特別目的会社）と甲との間の事業契約締結に向けて、甲と乙の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力内容その他の必要な事項について定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、甲と事業予定者との間で締結されるまほろば健康パーク整備運営事業に係る契約をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の効力発生日から令和●年●月●日までの期間をいう。ただし、事業契約の期間が延長された場合又は事業契約が解除された場合若しくは終了した場合は、事業契約の効力発生日から延長された事業契約の期間満了日又は事業契約が解除された日若しくは終了した日までの期間をいう。
- (3) 「事業予定者」とは、本事業を遂行することを目的として構成企業によって設立される会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する新会社（特別目的会社）をいう。
- (4) 「代表企業」とは、乙を代表する企業である〔代表企業名●●〕をいう。
- (5) 「構成企業」とは、管理運営構成企業と設計建設構成企業を併せていう。
- (6) 「協力企業」とは、管理運営協力企業と設計建設協力企業を併せていう。
- (7) 「管理運営代表構成企業」とは、管理運営企業を代表する企業である〔管理運営代表構成企業名●●〕をいう。
- (8) 「管理運営構成企業」とは、管理運営企業のうち、管理運営に係る提案書類において事業予定者への出資予定者とされる者とされる管理運営代表構成企業、〔管理運営構成企業名●●〕、〔管理運営構成企業名●●〕を総称していう。
- (9) 「管理運営協力企業」とは、管理運営企業のうち、管理運営に係る提案書類において事業予定者への出資を予定しない者とされる〔管理運営協力企業名●●〕、〔管理運営協力企業名●●〕を総称していう。
- (10) 「設計建設代表構成企業」とは、設計建設企業を代表する企業である〔設計建設代表構成企

---

業名●●]をいう。

- (11) 「設計建設構成企業」とは、設計建設企業のうち、設計建設に係る提案書類において事業予定者への出資予定者とされる者とされる設計建設代表構成企業、〔設計建設構成企業名●●〕、〔設計建設構成企業名●●〕を総称していう。
- (12) 「設計建設協力企業」とは、設計建設企業のうち、設計建設に係る提案書類において事業予定者への出資を予定しない者とされる〔設計建設協力企業名●●〕、〔設計建設協力企業名●●〕を総称していう。
- (13) 「提案書類」とは、乙が本事業に係る公募型プロポーザル方式手続又は総合評価一般競争入札方式手続において甲に提出した提案書、甲からの質問に対する回答書その他、乙が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (14) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において甲が提示した一切の条件をいう。
- (15) 「入札説明書」とは、本事業の設計建設に係る総合評価一般競争入札方式による事業者の選定に関し、令和●年●月●日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。
- (16) 「募集要項」とは、本事業の運営管理に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、令和●年●月●日に公表された募集要項並びに募集要項の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。
- (17) 「公募資料」とは、入札説明書と募集要項を併せたものをいう。

#### (甲及び乙の義務)

第3条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 乙は、管理運営企業が提示条件を遵守の上、甲に対し管理運営に係る提案書類を提出したものであることを確認する。また、乙は、設計建設企業が提示条件を遵守の上、甲に対し設計建設に係る提案書類を提出したものであることを確認する。乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業に係るまほろば健康パーク整備運営事業者選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

#### (事業予定者の設立)

第4条 構成企業は、本協定締結後、令和●年●月●日を目途として、公募資料、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を奈良県内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに、事業予定者から、その履歴事項証明（設立時の取締役及び監査役を証明するもの）及びその定款の原本証明付写しを甲に提出させる。その後、当該証明を受けた者の改選若しくは変更（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。なお、構成企業は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして甲に対し、事前に書面で通知させる。ただし、構成企業は、事業予定者をして事業予定者の本店所在地を奈良県外に移転させないものとし、事業予定者の奈良県外への本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しない。

- (1) 事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号。以後の改正を含む。）に定める株式会社とする。
- (2) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。

- 
- (3) 事業予定者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
  - (5) 事業予定者は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項、会社法第 139 条第 1 項ただし書に定める事項及び会社法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。
  - (6) 事業予定者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる 2 以上の種類の株式」を発行してはならない。
  - (7) 事業予定者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を定款において定めてはならない。
  - (8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 204 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
  - (9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
  - (10) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおかなければならず、また、会社法第 389 条第 1 項に定める「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨」を定款において定めてはならない。
- 2 すべての構成企業は、必ず事業予定者に出資する。設立時における構成企業の出資比率（代表企業の出資比率は、事業予定者に対する全出資者中最大とする。）の合計は事業予定者の総議決権の 50% 超とし、事業期間中構成企業は、第 5 条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。構成企業は、事業期間中、甲の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。
  - 3 前項にかかわらず、構成企業が事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を希望する場合において、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該出資比率の変更後の構成企業の出資比率の合計が全体の 50% を超える場合には、甲は、当該出資比率の変更について協議に応じることができる。
  - 4 構成企業は、事業予定者の設立後速やかに、別紙 1 の様式による設立時の出資者一覧を作成し、構成企業の持株数を甲に報告し、事業予定者の株主名簿の原本証明付写しとともに甲に提出する。
  - 5 前各項にかかわらず構成企業が合理的に必要な協議を尽くしても協議が調わず、事業予定者を設立することができない場合、甲及び構成企業は、本事業の実施に向けて誠意をもって対応を協議するものとする。

#### (株式の譲渡等)

- 第5条 構成企業は、事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、その保有する事業予定者の株式を第三者(事業予定者のほかの株主を含む。)に対して譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 2 構成企業は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後、速やかに甲に提出する。
  - 3 構成企業は、事業予定者の設立時及び増資時において、別紙 2 の様式による誓約書を甲に提出
-

---

し、構成企業以外の事業予定者の株主（株式譲渡における譲受人を含む。）をして提出させる。

#### （業務の委託又は請負）

第6条 構成企業は、事業予定者をして、本事業に関する各業務のうち設計に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●にそれぞれ委託し、又は請け負わせるほか、その他の業務を第三者にそれぞれ委託させ又は請け負わせる。

2 構成企業は、事業契約締結後速やかに、前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかに当該契約書等の合意文書の写しを甲に提出する。

3 第1項の規定により事業予定者から業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、再受託者をして受託し、又は請け負った業務を誠実に行わせる。

#### （事業契約）

第7条 構成企業は、公募資料に従い本事業に係る事業契約の仮契約（以下「事業仮契約」という。）を、本協定締結後、令和●年●月●日を目途として、奈良県議会への事業契約に係る議案提出日までに、事業予定者をして甲との間で締結せしめる。

2 前項の事業仮契約は、その内容について奈良県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、公募資料に添付の事業契約書（案）の文言に関し、乙から説明を求められた場合は、公募資料において示された本事業の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。

4 甲及び乙は、事業仮契約締結後も本事業の遂行のために協力する。

5 前4項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生の前後にかかわらず、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙全員との間で本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約若しくは効力発生済みの事業契約を解除することができるものとし、乙はこれに異議を述べず、また、事業予定者をして異議を述べさせない。なお、第6号から第8号については、乙の役員又は使用している相当の責任の地位にある者若しくは本事業に関与する従業員がこれに該当する場合も含む。

(1) 本事業の入札手続に関し、乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、乙若しくは乙が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、乙と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。）が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく乙

---

に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業の入札手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 本事業の入札手続に関し、乙の役員又は使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
  - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
  - (5) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
  - (6) 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
  - (7) 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
  - (8) 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
  - (9) 第4号から第8号に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 6 事業契約の効力発生までに、乙において、公募資料に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、甲は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約を解除することができる。
- 7 前項に定める場合において、代表企業、設計建設代表企業及び運営管理代表企業を除く構成企業及び協力企業が前項の参加資格を欠くに至った場合には、甲は事業契約の締結にあたり、甲が別途指定する期間内に、公募資料に従い、参加資格を欠いた構成企業及び協力企業に代わって、参加資格を有する代替企業の補完を求める場合がある。
- 8 本条第5項及び第6項に掲げる場合のほか、事業契約の効力発生までに、乙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと甲が認めたとき、又はその他乙の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に甲が認めたときは、前項の規定にかかわらず、甲は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業仮契約を解除することができる。
- 9 本条に基づき本協定が解除された場合、乙は甲に対して一切の異議を述べず、また、甲に対して損害賠償請求、費用求償請求その他一切の請求を行わない。

#### （事業期間中のその他の義務）

第8条 構成企業は、事業予定者を次の各号に定める事項に従わせなければならない。

- (1) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第743条に定める組織変更を行わないこと。
- (2) 事業予定者は、事業期間が終了するまでほかの株式会社の株式を取得しないこと。
- (3) 事業予定者は、事業期間が終了するまでほかの合名会社、合資会社又は合同会社の社員となら

- 
- ず、他の組合（民法上の組合、匿名組合その他一切の組合を指す。）の組合員とならないこと。
- (4) 事業予定者は、合理的な理由なく、設立時に定めた定款を変更しないこと。
- (5) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
- (6) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 467 条に定める事業譲渡、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換、会社法第 772 条に定める株式移転又は会社法第 774 条の 2 に定める株式交付を行わないこと。
- (7) 事業予定者は、事業期間が終了するまで解散しないこと。ただし、事業期間終了後も事業予定者が負担する債務がなお存する場合には、事業予定者は解散してはならない。この場合において、構成企業の全部又は一部が事業予定者の負担する債務を引き受けることを確約して事業予定者の解散について甲に事前に書面による承諾を求め、甲が承諾した場合にはこの限りではない。
- 2 事業予定者の解散後に事業予定者について、事業契約に基づく債務が存することが判明した場合、当該債務について帰責性を有する者は当該債務について債務引受を行っているものとみなし、当該債務を履行する。

#### （準備行為）

- 第9条 乙は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業仮契約及び事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力する。
- 2 乙は、当該準備行為の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）を、事業契約締結後速やかに事業予定者に引き継ぐものとする。

#### （事業契約不成立の場合の処理）

- 第10条 事由を問わず事業契約の効力発生に至らなかった場合（第 4 条第 5 項の協議を尽くしてもなお事業予定者の設立その他本事業の実施に向けた対応策が調わない場合を含む。）、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、次条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### （解除並びに違約金等）

- 第11条 甲が、本協定を解除するか否かにかかわらず、乙に第 7 条第 5 項各号の事由が生じた場合、乙は連帯して、事業契約の契約金額となるべき金額のうち事業契約書（案）別紙 6 に定めるサービス対価 A-1 及びサービス対価 A-2 の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払う。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が損害賠償の請求を行うことを妨げない。
- 2 前項の場合を除き、乙のいずれかの責めに帰すべき事由により第 7 条第 1 項に定める期日（令和●年●月●日）までに事業仮契約の締結に至らなかった場合、又は締結した事業仮契約を解除するに至った場合、乙は連帯して、事業契約の契約金額となるべき金額のうち事業契約書（案）

---

別紙 6 に定めるサービス対価 A-1 及びサービス対価 A-2 の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

#### (自主提案事業の実施)

第12条 乙が提案書類において自主提案事業を提案した場合、甲と乙は、当該自主提案事業の実施の可否を含めた詳細な条件を協議のうえ決定する。

- 2 乙は、前項で実施を決定した自主提案事業を実施しなければならない。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により、自主提案事業を実施できない場合、乙は連帯して、甲に対して損害賠償責任を負う。

#### (秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時点で公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に甲又は乙の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 前2項にかかわらず、甲及び乙が裁判所により開示を命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する(本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合に限る。)場合及び法令に基づき開示する場合は、甲及び乙は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

#### (準拠法及び裁判管轄)

第14条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、奈良地方裁判所を本協定に関する一切の裁判に関し第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の効力発生に至らなかった場合は、事業仮契約の締結若しくは事業契約の効力発生に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日又は締結した事業仮契約が解除された日までとする。

---

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 3 項、第 13 条及び第 14 条の規定の効力は存続するものとする。

---

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月●日

[甲]

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県

奈良県知事 山下 真

印

[乙]

(代表企業)

住 所

名 称

代表者

印

(構成企業)

住 所

名 称

代表者

印

(構成企業)

住 所

名 称

代表者

印

(協力企業)

住 所

名 称

代表者

印

(協力企業)

住 所

名 称

代表者

印



---

(別紙2)

誓約書の様式

令和 年 月 日

奈良県知事 様

誓 約 書

奈良県（以下「県」という。）と〔代表企業名〕、〔構成企業名〕、…及び〔協力企業名〕との間で、令和●年●月●日付で締結されたまほろば健康パーク整備運営事業に係る基本協定書（以下「協定書」という。）に関して、〔特別目的会社名〕（以下「事業者」という。）の株主である当社は、下記の事項を県に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる語句は、協定書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し県に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で県に通知し、その承諾を得ること。

以上

住 所  
名 称  
代表者